

事 務 連 絡
令 和 6 年 10 月 1 日

各都道府県建設業協会 御中

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山 崎 篤 男

フリーランス・事業者間適正取引化等法の施行に向けた説明会等の開催について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。
この度、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）（令和5年法律第25号。以下「本法」といいます。）が、個人として業務委託を受けるフリーランス（事業者）と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的として、令和6年11月1日に施行されます。

そこで、国土交通省を通じて本法の所管官庁である公正取引委員会から別紙のとおり、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会等を実施するため、各事業者の皆様への周知の依頼がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に対し本説明会にご参加くださいますよう本件の周知方よろしくお願い致します。

【各事業者団体宛】

フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた説明会等の開催について
(周知協力依頼)

【別紙】

説明会の御案内

以 上